

規制・行政手続き見直し提案制度 提案内容と検討結果

《 行政手続き 》

○くらし（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 1件 / 国に要望中 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>出生届の電子申請化</b> 出生届の提出について、区役所窓口で紙の書類でしか受付していない。e-KOBE（神戸市スマート申請システム）を利用し、電子化してほしい。</p>	地域協働局 住民課	<p><b>対応状況</b> 対応予定</p> <p><b>対応方針</b> e-KOBEによる出生届の届出を検討しているところですが、電子申請化には医師等が作成する「出生証明書」に医師等の電子署名を要する等、全国的な環境の整備が必要となります。 このような中、国は令和6年8月に省令を改正し、出生届をマイナポータルで届け出ることができる環境整備への一歩として、出生証明書を画像添付して送信できるよう対応しましたが、あくまでもこれは暫定的な対応であり、また一部の市区町村のみで導入されています。全国でのオンライン化は、令和8年度に医師から市区町村に出生証明書を直接送信する仕組みが導入されるタイミングに合わせて実現する予定です。</p> <p><b>対応時期</b> 令和8年度：出生届のオンライン申請化</p>
<p><b>転入手続きの電子申請化</b> 転入の手続きのために区役所の窓口に行かなければならない。マイナンバーカードを使用するなど窓口に向かなくても電子申請で済むようにしてほしい。</p>	地域協働局 住民課	<p><b>対応状況</b> 対応検討中</p> <p><b>対応方針</b> 「転入届」は、届出者の実在性・本人性やその居住実態を厳格に確認し、住民基本台帳の正確性を確保するために不可欠な手続きであることから、総務省の見解では、対面での手続きが必須とされています。 しかし、閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日）、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日）によると、オンライン化について「確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について、令和6年度を目途に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とこととされており、市としてもオンライン化の実現に向けた総務省の方針を注視しています。</p> <p><b>対応時期</b> 令和6年度以降：総務省の方針を踏まえ具体的な方策（本人確認、居住実態確認）を検討</p>
<p><b>マイナンバーカードの更新手続きの申請書廃止</b> マイナンバーカードに関する更新手続きのため、区役所で本人確認と申請書への記入を行った。一方、自宅にも更新の通知書が郵送されていることから、区役所での申請書への記入は不要ではないか。</p>	地域協働局 住民課	<p><b>対応状況</b> 国に要望中</p> <p><b>対応方針</b> マイナンバーカードおよびカードに搭載された電子証明書の更新にあたっては、申請書を提出いただくことが国の事務処理要領で定められており、手続き内容に応じて、ご本人の申請意思確認などを申請書と同時に書面でいただくことが必要となっています。一部手続き（マイナンバーカードそのものの更新）では、事前にお手元にお名前などが印字された申請書が郵送され、申請時にお使いいただけるようになっていきます。 市民負担軽減のため更新手続き等が電子上で完結する範囲を拡大できるよう、国へ要望しています。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>「あじさいネット」のメンテナンス期間の短縮</b></p> <p>「あじさいネット」が年末年始の6日間も利用できないことに驚いた。システムにメンテナンス時間が必要なのは理解しているが、あじさいネットの停止期間は最低限度にとどめてほしい。また停止するとしても、利用者が登録したメールアドレスを把握しているのだから事前にメールで周知してほしい。</p>	<p>企画調整局/ デジタル戦略部</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 市内のスポーツ施設や文化施設の予約システムである「あじさいネット」ですが、システムを適切に運用していくため定期的にメンテナンスを実施しています。特に大規模なメンテナンスは、施設が休館する年末年始に実施しています。さらに年末年始は施設が休館となり問い合わせに対応できないことから年末年始をサービスの停止期間としています。何卒ご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、これまでは利用者のメールアドレスの登録を任意としていたことから、年末年始のサービス停止期間については、あじさいネットのホームページやログイン時のメッセージ欄でご案内していましたが、利用者登録のオンライン化に伴いメールアドレス登録を必須としましたので、今後はメールでの通知についても検討していきます。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

○子育て・教育（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>保育所入所申込の改善</b></p> <p>兄弟同時に保育所への入所申込をする際、兄弟とも同じ園を希望する場合、「2人とも同じ園に入れない場合は希望の園への入園はしない」という選択肢しかないため、1人が落選すればもう1人も希望の園に通えないことになる。</p> <p>「兄弟同じ園を希望するが、どちらかのみ希望の園に決まった場合は、その園を希望する」という項目を増やしてほしい。</p>	<p>こども家庭局/ 幼保事業課</p>	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> 従来より「兄弟同じ園を希望するが、どちらかのみ希望の園に決まった場合は、その園を希望する」場合の選択肢は設けていましたが、表現にわかりにくいところがあったため、表現の見直しを行いました。令和7年4月入所申込より、きょうだいと同時に申し込みをする場合、フローチャートにより希望の項目を選択できるよう改めています。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>施設型給付費関連書類の様式の改善</b></p> <p>幼稚園で事務をしており、神戸市から施設型給付（委託費）の支払いに関する書類が届くが、令和5年（2023年）度から形式が変わり、下記のようなため非常に見づらくなった。</p> <p>①園児の並びが五十音順ではない。 ②認定区分などの情報が、園児一人に対して1行にまとまっていない。 ③副食費免除の情報がどこに記載されているかわからない。 ④文字が小さくて、数値が読めない資料がある。</p> <p>上記の表記を改善してほしい。</p>	<p>こども家庭局/ 幼保振興課</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 施設型給付費の支払い業務で使用する基幹システムは、法律に基づき令和7年度末までに国が示す標準仕様に適合する必要があるため、神戸市では令和5年5月に新たなシステムを導入しました。</p> <p>各施設に送る帳票等の書類は基幹システムから作成しますが、新システムの帳票はご指摘のように、児童の氏名の並びが五十音順ではなく、神戸市が管理する宛名コード順となっています。また、児童一人に対する情報が複数行にわたっており、副食費徴収免除対象の有無の表示はされていません。これらの帳票の様式は国が示す標準仕様に基づいたものであり、自治体が独自に様式変更を行うことはできないようになっています。</p> <p>なお、本市においては、令和6年4月より「申請支援システム」を導入しており、毎月の施設型給付費の支払いに関する情報はシステム上でご確認いただくことが可能です。そのため、令和6年度からは帳票は送付しておりませんので、ご理解をお願いいたします。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>私立学校等への進学手続きの電子化</b> 私立学校等に進学する場合の手続きのためには、区役所窓口で書類等を持参することが必要だが、平日に休みが取りにくく、時間を作るのが難しい。他市町村ではオンラインで手続きが可能な自治体がある。手続きを電子化してほしい。</p>	<p>教育委員会事務局／ 学校経営支援課</p>	<p><b>対応状況</b> 対応検討中</p> <p><b>対応方針</b> 学校教育法施行令第9条により、国・県・私立学校に就学する場合、住所地の区役所（支所）市民課の窓口で、入学予定校から発行された入学許可書と区域外就学の申請書の提出を求めています。身分証明書の提示等による本人確認を行っているため、届け出は原則、窓口で受け付けていましたが、今後、手続きの電子化や郵送での対応について課題の洗い出しを行ったうえで、令和7年度中の実現に向けて検討を進めます。</p> <p><b>対応時期</b> 令和6年度：令和7年度中の実施を検討</p>

○福祉・医療（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 2件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>障害福祉サービス等利用計画の作成手続きの簡素化</b> 障害福祉サービス等利用計画作成のための計画相談支援業務を実施する事業者は、モニタリングや聞き取りのため、利用予定者の自宅に2回伺わなければならないが、その場にプリンターを持ち込むこともあり負担が大きい。また書類には、事業所から見た利用予定者の問題点などを記入することもあるが、利用予定者にとって不利益な内容を記載している書類にサインをいただくのは負担である。モニタリングのサインを不要とするなど、手続きを簡素化してほしい。</p>	<p>福祉局 障害者支援課</p>	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> モニタリングについては、利用者の居宅等への訪問による面接を実施し、その結果を記録しなければならないとされています。神戸市ではこれまで、確実なモニタリングの実施を担保し、事業者と利用者間の支援内容の相互理解を促進するため、報告書への本人の押印を求めてきました。 一方で、モニタリング実施後には、作成した報告書に押印を求めるとの2回目の訪問が必要となることから、事業所の負担が過大でした。そこで令和6年4月より事務負担の軽減を目的として報告書への押印を廃止するとともに、モニタリング実施時に別様式への本人署名を求めることで、2回目の訪問を不要としました。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>就労継続支援A型の利用申請の簡素化</b> 精神障害があるが、就労継続支援A型を利用する際の手続きが大変だった。ハローワークで一度相談した後、区役所に行き、再度ハローワークに行き、さらにまた区役所で色々な書類に記入した。もっと手続きをシンプルにしてほしい。</p>	<p>福祉局 障害者支援課</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 就労継続支援A型などの障害福祉サービスを利用される場合、障害者総合支援法第19条1項により、区役所（自治体）でのサービス支給決定が必要となります。 区役所窓口ではご本人の障害や生活の状況、今後の意向をお聞きしたうえで適切なサービスを案内し、申請いただけます。申請には「支給申請書」と「サービス等利用計画」という2種類の書類が必要ですが、書類の一部箇所には氏名や住所などの基本情報をあらかじめ印刷しておくなど、少しでも申請者の負担が軽減するよう取り組んでいます。 ハローワークは、雇用契約の締結に向けて事業所を紹介する機能を担っており、区役所とは権限や役割が異なることから複数の手続きが必要となりますが、引き続き、関係機関と連携し、より利用しやすい制度となるよう取り組んでまいります。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>生活保護申請手続きの簡素化</b></p> <p>生活保護の申請については、申告書類が多く、何度も住所や名前を書く必要があり煩雑である。また、収入・資産の申告もスマホアプリや電子決済等が普及する中で正確な実態把握ができていないか疑問である。各種申告について、例えば銀行のように職員が入力した内容をタブレット上の電子署名で承認するような仕組みは考えられないか。</p> <p>また、生活保護における扶養照会が扶養につながるケースはまれで、むしろ保護申請の阻害要因となっていると考える。廃止を国に要望してはどうか。</p> <p>さらに、生活保護制度の抜本的な見直し（ベーシックインカムのような定額給付と徴税制度の組み合わせや、金銭以外の支援などわかりやすい制度）を国に要望してはどうか。</p>	<p>福祉局 暮らし支援課</p>	<p><b>対応状況</b> 対応検討中</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>【生活保護申請のオンライン化】</p> <p>生活保護の申請において、収入申告書を含む様々な申請書類には適切に保護されるべき個人情報が含まれており、これをオンライン化するには、個人情報の保護の担保と本人からの提出であることを確認できる仕組みが必要だと考えられます。</p> <p>現在、国と自治体で一体となって「自治体情報システム（住民記録システムなど）」の標準化を進めており、その中で、マイナポータル申請管理機能を經由して、生活保護システムの情報を取得できる機能が予定されています。この機能の実装によるオンラインでの申告手続きを検討していきます。</p> <p>【扶養照会】</p> <p>扶養照会については金銭的な扶養の可能性だけでなく、世帯の日常生活や社会生活自立の観点から、定期的な訪問や連絡等の精神的な支援の可能性について確認することも目的としています。なお、調査にあたり、扶養義務者との交流状況、扶養の可能性などを十分聞き取った上で検討しています。なお、扶養義務履行が期待できない者や直接照会することが適当でない者等に対しては、扶養照会を行わないこととしています。</p> <p>【国への要望】</p> <p>生活保護制度の抜本的な見直しや扶養照会の廃止等を国に要望することについては、受給者の状況や社会経済状況の変化、国の動向などを踏まえて、必要に応じて対応してまいります。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>令和9年度まで：国と自治体情報システムの標準化について検討、各種申告手続きのオンライン化の可否についての確認。</p> <p>（※各種申告手続きのオンライン化については、標準化システムでの対応が可能と判断された時期より検討開始。）</p>
<p><b>難病受給者証の申請手続きの電子化</b></p> <p>特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続きについて、記入方法の案内が多く読み込むのに時間がかかる。毎回2時間程度集中して書類を読み込んでから作成する必要があり煩雑である。</p> <p>また、病院に診断書を作成してもらう必要がある一方、保険適応外なので、書類作成費と郵送費で毎回1万円弱の出費が生じている。</p> <p>申請について少しでも簡易になるようWEB申請ができるようにしてほしい。また、病院側が作成する診断書もデジタル化し、電子上で提出ができるようにしてほしい。</p>	<p>健康局／ 保健所保健課</p>	<p><b>対応状況</b> 対応検討中</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>【特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続きのWEB申請化】</p> <p>特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続きの受付は、郵送または区役所窓口にて行っており、手続きには難病指定医が記載した臨床調査個人票（以下「診断書」）の原本等の添付が必要です。診断書は市の医療費助成の審査に用いるだけでなく、国において指定難病に関する創薬の研究開発等に利用するため、そのスキャンデータを国に送付する必要があります。診断書のスキャンは国の定めた方法で行う必要があり、診断書の原本が必要なことから、現時点ではWEB上での申請受付が難しいところですが、令和6年度の更新手続きにおいて、診断書の提出が不要な「新規申請後まもない受給者」を対象とし、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）での申請受付を実施しました。また、申請書の記入についてもわかりやすくご案内できるよう努めてまいります。</p> <p>【診断書のオンライン化】</p> <p>令和6年4月より難病指定医が国の「難病データベース」上で診断書を作成することが可能となっています。データベースでの診断書作成をより利用いただけるよう、難病指定医等に周知してまいります。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>令和6年度：新規申請後まもない受給者（診断書が不要）を対象に電子申請化に向けた検討</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>「スマートこうべ」での情報発信の改善</b></p> <p>「スマートこうべ」上で「神戸市内の胃がん・乳がん検診情報」という情報を見たが、このページと「神戸けんしんWEB予約サイト」をリンクして、直接WEB予約できるようにしてほしい。</p>	企画調整局 調整課	<p><b>対応状況</b></p> <p>対応予定</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>「スマートこうべ」は、市からのお知らせのほか、地域ニュース、イベント情報など、生活に役立つ幅広い情報をまとめて確認できるWEBサイトです。ご指摘の「神戸市内の胃がん・乳がん検診情報」は、神戸新聞NEXTにて公開された記事を自動連携してスマートこうべ上で見られるようにしたものです。神戸新聞NEXTの記事から検診情報を見られた方がスムーズに検診予約に進んでいただけるよう、神戸新聞の記事内に検診予約ページへのリンクを追加してもらおう予定としています。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>令和7年1月：神戸新聞の記事内に検診予約ページへのリンクを追加予定</p>

○まちづくり（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 一件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>「まちの美緑花ボランティア」の助成金の申請手続きの簡素化</b></p> <p>「まちの美緑花ボランティア」の助成金の手続きが面倒である。一部の区では電子申請ができるようだが、未だに紙でのやり取りが必要で、色々な書類に同じような内容を書く必要がある。また、助成金の精算のために支出ごとの領収書が必要で、それらを計算したうえで提出しなければならない。助成を受けている団体の中には、明細が記載されていない領収書を出している団体もあるようで、助成金の用途が適切に管理されているか疑問もある。申請手続きの電子化・簡素化を進めてほしい。</p>	建設局 / 公園部魅力創造課	<p><b>対応状況</b></p> <p>対応検討中</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>「まちの美緑花ボランティア」の助成金の必要書類については、これまでも活動報告書の簡素化などを行ってきており、必要最小限の書類の記入・提出をお願いしています。また書類の提出方法についても、令和3年度よりEメールでの提出も可能としました（ただし領収書と委任状については原本での提出（郵送可）をお願いしています）。現在、さらなる手続きの負担軽減のため、一部の建設事務所でもモデル的にシステムによる活動報告書等の提出を受け付けています。システムの導入によって、活動報告書に添付する画像データのプリントアウトや報告書類の郵送等の負担が軽減されます。モデル実施の状況を踏まえ、全市への展開を検討してまいります。なお、助成金の精算において使用用途の明細がない領収書を提出された場合は、別途、使用明細書を提出いただくなど、適切に用途を確認しています。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>令和6年度：報告書提出システムのモデル実施・検証</p>

○その他（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 2件 / 現状維持 4件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>電子申請における代理申請の許可</b></p> <p>e-KOBE（神戸市スマート申請システム）の活用推進により、電子申請とする手続きが増えている。ある補助金は申請方法として電子申請のみ認め、書類での申請は個別状況を確認の上で認めるとの運用であった。</p> <p>この運用の問題として、電子申請においては代理申請ができない点が挙げられる。つまり電子申請のみ認める手続きにおいては代理申請そのものができないこととなる。本来、代理申請は広く一般に行われる行為にもかかわらず、e-KOBEでは電子委任状の取扱いが定まっていないことから代理申請ができないとのことである。この状態は市民が代理申請を活用する利益を受けることを妨げている。</p> <p>そのため、</p> <p>①各申請において代理申請等を認めない場合は、その旨及び認めない理由を条例、規程、要綱等に明記すること。</p> <p>②代理申請等を認める場合において、対象の各申請について代理申請等を行う方法、インフラ、システムの整備を行うとともに、その整備の明確なスケジュールを定めること。</p> <p>③上記②の提案に関する整備が半年以上などの長期にわたる場合においては、代理申請等を可能とする現実的かつ効率的な方法を直ちに提示すること。</p> <p>以上3つの対応を求める。</p>	<p>企画調整局/ デジタル戦略部</p>	<p><b>対応状況</b></p> <p>対応予定</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>申請の代理は、①士業資格者（行政書士など）による代理、②法定代理、③会社担当者による代理、④家族による代理など様々なケースが考えられますが、電子申請の代理申請について、手続毎に必要な委任者の本人確認、代理人の本人確認、委任者と代理人の紐づけの方法、士業の資格確認等のレベルや方法等についての統一的な指針がありません。デジタル庁主催の検討会においてもガイドラインの必要性が指摘されていたことから、神戸市では国の動向を確認していたところです。</p> <p>しかし、国のガイドライン策定にはまだ相応の時間を要すると考えられるため、市民の利便性向上の観点から、ガイドライン策定を待たずにe-KOBEでの代理申請が受け付けられるよう今後対応を進めていきます。ただし、手続きによっては所管する国の省令等により代理申請の具体的な要件が規定されているものもあるため、個別の手続き毎に必要な要件を確認しながら丁寧に対応を進めていきます。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>令和6年度以降：e-KOBEの代理申請の技術面での整理、個別具体的手続きへの導入の協議、導入対応</p>
<p><b>特別永住者証明書の更新手続きの夜間窓口設置</b></p> <p>特別永住者証明書の更新手続きのために、区役所窓口が開いている日中に出向くのは仕事があって困難である。夜間窓口の設置をしてほしい。</p>	<p>地域協働局 区役所課  地域協働局 住民課</p>	<p><b>対応状況</b></p> <p>現状維持</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>特別永住者証の更新手続きは、一定期間（2か月）受付期間があり、平日の日中に窓口での手続きをお願いしています。</p> <p>どうしても平日日中に来庁できない場合は、毎週木曜日に引越し関連手続きを行っている平日夜間特別窓口（受付19：45まで）での対応を調整いたしますので、事前にお住まいの区役所にご相談ください。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>—</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>ふれまちFree Wi-Fiの利用手続きの簡素化</b></p> <p>地域福祉センターで「ふれまちFree Wi-Fi」を使用してスマホ教室をしているが、高齢者には使いづらく困っている。一般的なWi-Fiは一度登録すると次回は自動的につながるが、ふれまちFree Wi-Fiは毎回「同意する」のボタンを押さないと接続できない。高齢者が自分で設定するには難易度が高く、毎回設定が必要なWi-Fiに戸惑い、他のWi-Fiとの操作方法の違いで更なる混乱を招いている。二次元コードを読み込めばすぐにWi-Fiに接続できるなど、接続までのステップを1つにしてほしい。</p>	<p>地域協働局／ 地域活性課</p> <p>経済観光局／ 観光企画課</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 自治体の提供する公共のフリーWi-Fiについては、安全なサービス提供のために利用時にSNSアカウントやメールアドレス等の入力を行っています。地域福祉センターで提供する公共のふれまち Free Wi-Fiについては、高齢者の利用も想定し、安全性を担保しつつ簡便にお使いいただくため、初回接続時にパスワード「furemachi」と入力いただくと、次回接続時には利用規約に「同意する」のボタンを押下するのみで利用いただける仕組みになっています。地域福祉センターにはふれまち Free Wi-Fiの接続方法を記したポスターなども配布していますが、今後もよりわかりやすいご案内ができるように工夫していきますので、引き続きご活用いただければと思います。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>「わたしから神戸市への提案」の受付基準の見直し</b></p> <p>「わたしから神戸市への提案」事業の実施要綱では、「個人または団体等に対する誹謗中傷を記したものは受け付けない」と明記されている。これが具体的にどの程度のことなのかははっきりしない。例えば現状の市民サービス等に不満・不具合・不便を感じていて改善の提案をした場合、担当者の判断で「誹謗」と処理され、受付を拒否されてしまうのではないかと懸念されている。要綱に「不満・不具合・不便を記した上で、それを改善する提案をした場合は、著しく差別的・侮蔑的な表現が用いられていないかぎり誹謗中傷にあたらぬ」といった補足を加えてほしい。</p>	<p>市長室 広報戦略部</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 「わたしから神戸市への提案」事業実施要綱の第5条の受付対象外事項（3）「個人または団体等に対する誹謗中傷及び公序良俗に反した内容などが明白で、本事業の目的に著しく反するもの」の趣旨は、単なる誹謗中傷、公序良俗に反する内容を受付対象外とするというものです。そのため、「不満・不具合・不便を記した上で、それを改善する提案」に関する投稿を、単なる誹謗として処理し、受付拒否をすることはありません。また、受付対象外事項とする場合には、担当者のみで判断するのではなく、必ず投稿を受け付けた所属において組織として判断しています。なお、ご提案の「著しく差別的・侮蔑的な表現が用いられていないかぎり誹謗中傷にはあたらぬ」という内容では、一定の差別的・侮蔑的な表現を許容しうるような誤解を生む可能性もあると考えます。以上の理由から、本事業実施要綱にご提案の補足を加える予定はありません。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>神戸市会への請願提出手続きの見直し</b></p> <p>神戸市会に請願・陳情をする際、個人情報すべてを明記し捺印する必要があるが、請願の場合はさらに紹介議員の署名と捺印が要求される。市民が市政に改善を望み声を伝えようとしても、この業務フローではハードルが高すぎると感じる。議員次第で請願できるかどうかが決まってしまうため、客観性と公平性に欠けるうえ、議員個人と面識が無い市民はどうにもできない。請願について議員個人が採用・却下を決めるのではなく、議会に専用の部署を設けて審査してほしい。たとえば超党派の議員が数名集まり、採用・却下の基準を明文化するなど、客観性と公平性を担保してほしい。</p>	<p>市会事務局／ 政策調査課</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 請願の提出に議員の紹介が必要であることは地方自治法124条に定められているため、市の基準等により議員の紹介を不要とすることはできませんが、議員の紹介を必要とせず議会に要望する制度として陳情があります。ご指摘の通り請願の紹介議員になるかどうかの判断は、その議員個人の考え次第ですが、それゆえに判断基準を明文化することはできません。また、紹介議員は手続き上の要件であり、請願の採否に影響するものではありません。ご提案のとおり、超党派の議員が数名集まり、請願・陳情の採択・不採択等を審査する機関として委員会があります。請願は、委員会での審査を経て、本会議で意見を決定します。以上をご理解いただいた上で、請願をご検討される場合は、神戸市会ホームページにおいて議員を紹介しておりますので、そちらをご活用ください。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>各種届出の手続き一括化</b></p> <p>当社は事業所をポートアイランドに置き、動物の生育・販売を事業としている。当社は頻繁に代表取締役の変更があり、そのたびに代表者の変更手続きを様々な部署（県や市の衛生部門、環境部門、医療部門）に行わなければならない。様々な場所に向いて手続きをしなければならない。電子申請で一つの代表者変更を届け出れば、関連する全ての届出に反映されるようにしてほしい。</p>	<p>企画調整局／ デジタル戦略部 医療産業都市部</p>	<p><b>対応状況</b> 対応検討中</p> <p><b>対応方針</b> 事業者向け行政手続きは、許可を受けた手続きによって申請先や申請内容が異なり、また事業者によっても許可内容が様々な状況です。そのため、直ちに全ての手続きを電子申請で一括化することは困難であり、まずは各手続きを窓口に出向くことなく電子申請で完結できるよう行政手続きのスマート化を進めてまいります。一方、国において商業登記を活用した事業者向け行政手続きの一括化の取り組みが始まっているところであり、神戸市においても国の動向を注視しながら引き続き検討してまいります。</p> <p>また、神戸医療産業都市へ進出されている企業・団体が研究開発活動等を円滑に実施することができるよう、手続きの効率化のため、神戸市が届け出先となっている諸手続きの申請様式の統一の可能性等の調査を行ってまいります。</p> <p><b>対応時期</b> 令和7年度：行政手続きの70%（約203万件）をスマート化</p>
<p><b>入札参加資格審査申請の負担軽減</b></p> <p>入札参加資格申請は市町村ごとに提出が必要であり、申請者の負担が大きい。大阪府と大阪市のように、兵庫県に申請を提出すれば神戸市でも申請済みとなるような連携の仕組みを実現するよう兵庫県に働きかけてほしい。</p>	<p>行財政局 契約監理課</p>	<p><b>対応状況</b> 対応検討中</p> <p><b>対応方針</b> 大阪府が実施する入札参加資格審査は、「大阪府の競争入札参加資格者名簿に登録があること」を資格要件のひとつとすることによって、申請にかかる負担を軽減しています。</p> <p>本市においては、前回の「令和6・7年度入札参加資格審査申請（期間：令和5年11月1日～令和5年12月20日）」より、従来の電子申請における入力項目を大幅に削減し、必要書類の提出も郵送から電子データに変更するなど、申請者の負担を軽減する取組みを行っています。</p> <p>現在、入札参加資格申請は、総務省において、県下共通あるいは全国共通の入札参加資格申請システムの導入について検討が進められており、今後、詳細な方針が示されれば、兵庫県が市町をメンバーとする入札参加資格審査のワーキンググループを稼働する予定であると聞いています。神戸市としては、適正な申請を担保したうえで資格要件や審査項目を必要最小限にしていくことが、事業者と本市審査事務の負担軽減につながると考えていますので、兵庫県のワーキンググループに参加して、大阪市の例も踏まえた申請者の負担が軽減できる運用について、積極的に意見を述べてまいります。</p> <p><b>対応時期</b> 令和6年度：県ワーキンググループ稼働次第、参加し検討</p>

規制・行政手続き見直し提案制度 提案内容と検討結果

≪ 規制 ≫

○子育て・教育（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 一件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>保育士配置基準の見直し</b></p> <p>保育士の人手不足が慢性的で、不適切保育がいつ起こってもおかしくない状態である。子どものいる時間に事務作業をする時間はなく持ち帰りの仕事になっており、残業代は出ない。こども家庭庁から週4日勤務でも正規職員として働くことができるという政策が出されたが、認定子ども園の職員には適応されていない。</p> <p>保育士の配置基準を見直し、保育士の数を増やしてほしい。また、発達障害児に対して専門知識を持った職員を確実に配置できるようにしてほしい。またこども家庭庁の政策を認定子ども園の職員に適用してほしい。</p>	<p>こども家庭局/ 幼保事業課</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>【保育士の配置基準】 国は令和6年度から、4・5歳児の職員配置基準を、「幼児30人に対し職員1人」から「25対1」に、3歳児は「20対1」から「15対1」に改正しています。さらに神戸市では、幼保連携型認定子ども園及び保育所において、条例で「国の基準に加えて1人以上の保育士を配置しなければならない」と定め、国よりも手厚い配置を求めています。なお、各園で配置基準を遵守しているかどうかを指導監査において確認しています。</p> <p>【すこやか保育（障害児保育）】 神戸市すこやか保育事業とは、保育所や認定子ども園等に入所されたお子様に対して、集団保育の中でお子様一人一人の状況に応じて必要な支援・配慮を行い、発達を促すように細やかに援助する制度です。各施設に対しては、集団保育を行うための必要な支援・援助として、保育士を加配する等、補助金制度を設けるとともに、各施設職員の対応力強化のため、発達支援やインクルーシブ保育等の研修や専門職同行による巡回指導を行っています。</p> <p>【短時間勤務の保育士の考え方】 保育士の短時間勤務については、令和5年4月にこども家庭庁から、「最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたり保育できる常勤の保育士であることが原則であり、望ましいとの考え方は維持しつつ、一定条件下で短時間勤務の保育士も最低基準上の定数の一部に充ててもよい」との通知が出され、その対象施設は保育所、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所とされており、認定子ども園はご指摘の通り対象外となっています。また、神戸市としても、乳幼児が健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境の構築や、保護者との連携を十分に図るためにも、認定子ども園も含め保育施設における職員配置基準について、原則として常勤の保育士で充てるべきと考えています。</p> <p>ただし、保育士の負担が増えていることは認識しており、負担軽減のためICTシステム等の導入や睡眠中の事故防止のための機器の導入補助を実施しているほか、キャッシュレス決済システム導入にかかる費用を補助するとともに、さらに給付費・補助金申請にかかる事務手続きの円滑化を目的に、令和6年度から申請支援システム（キッズコネクト）を導入したところです。</p> <p>保育士等が子どもと向き合う時間を増やすことで、保育士等にとって働きやすく、保護者にとっては安心して預けられる環境づくりを支援していきたいと考えています。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

○福祉・医療（対応済 1件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 一件 / 現状維持 一件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>神戸市立市民福祉スポーツセンターのプール利用条件の見直し</b></p> <p>神戸市立市民福祉スポーツセンターのプールの利用にあたり「時計を着けてプールに入ってはいけない」というルールがある。普段、スマートウォッチで健康管理しており、耐水仕様なのでプールに入っても問題ないが、現状のルールのためにスマートウォッチを外す必要があり、プールでの記録ができず健康管理のためのデータが欠落してしまう。</p> <p>安全のためのルールと推測するが、一定の安全基準を満たせば既存のルールを変更することはできないか。実証実験なども検討しルールを変更してほしい。</p>	<p>福祉局 障害福祉課</p>	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>神戸市立市民福祉スポーツセンターではプール利用において、スマートウォッチや時計類を着用した利用者との接触による怪我や、破損した破片の誤飲、紛失時の探索が容易でない等リスクが大きく、これまでは使用禁止としていました。しかし、健康管理のためにスマートウォッチの機能を必要とする方がいること、他施設においてもスマートウォッチの使用を許可しているところも見受けられることから、当施設においても、健康増進・健康維持を目的としたスマートウォッチの使用を可能としました。ただし、使用にあたっては一定の基準を設けていますので、詳しくは神戸市立市民福祉スポーツセンターまでお問い合わせください。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

○まちづくり（対応済 3件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 3件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>神戸らしい景観の形成</b> 最近、高層ビルが林立し、海から六甲山の山並みを望む神戸らしい景観が失われてしまうのではないかと危惧している。 三宮周辺の再開発において、眺望をふさぐような高層ビルの林立を避け、例えば海側から山並みが70%以上見えるような景観規制をしてほしい。</p>	<p>都市局 景観政策課</p>	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> 神戸市は神戸港と六甲山の山並み、市街地が一体となった素晴らしい眺望景観に恵まれており、これを引き継いでいくため、「眺望景観形成地域」を指定し、建築物等の形態やデザインの誘導を行っています。 その一つとして「ポアアイしおさい公園眺望景観形成地域」があり、しおさい公園から六甲の山並みを背景に市街地と港を眺めたときに、山並みの稜線が新築の建築物などによって隠れないよう、建築物等の高さや幅を規制誘導しています。具体的な制限は以下の通りです。 ・幅：眺望を遮る板状の建物等とならないように、高さ60m以上の部分について都市計画道路中央幹線に概ね平行する方向の幅を40m以内とする。 ・高さ：六甲の山並みの稜線の谷部（菊水山付近～摩耶山付近）に接する基準線と眺望点（ポアアイしおさい公園）とを結んだ平面を基準面とし、建築物等の各部分の高さがこの基準面を超えないこととする。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>道路掘削・復旧工事の仕様の見直し</b> 道路掘削・復旧工事の仕様を見直してほしい。具体的には、歩道の舗装、乗り入れ部分の舗装、街渠の工事の仕様を神戸市の標準構造図集（土木一般工事）と同じ仕様にしてほしい。 道路法24条における復旧工事は標準構造図集に沿った仕様で行っており、道路掘削・復旧工事もそれと同じような内容の施工にも関わらず、過大な施工を求められている。標準構造図集の仕様の方が舗装の厚みが小さいため、そちらに統一した場合、施工費を抑えることができるなどの利点があるのではないかと。</p>	<p>建設局 道路工務課</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 標準構造図集の仕様は、道路管理者が行う舗装補修工事や、道路法第24条にもとづく承認工事における乗り入れ部分の設置などに用いられます。これらは主に表層から浅い部分（アスファルト舗装とその下の路盤材）をやり替える工事となります。 一方、道路掘削・復旧工事では、ガスや水道の管路設置のため、路盤よりも下層の路床部を深くまで掘削することになり、締め固まった部分を乱すことになるため、その復旧のため、沈下等が生じないような仕様（舗装や街渠の厚み）となっています。 個別の対応として、工事事業者が掘削した部分と既設の部分の地盤試験（路床CBR試験）を実施し、それぞれが同じ強度であることを確認できる場合は、仕様（舗装や街渠の厚み）を変更するなど、柔軟に対応していますので、その場合は計画段階で協議をお願いします。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>「道路掘削跡復旧工事の復旧面積算定基準」の見直し</b> 道路掘削・復旧工事における市の内規である「道路掘削跡復旧工事の復旧面積算定基準」は過大な仕様であり、工事費用も高くなっている。また建設事務所や担当者によって基準の運用のばらつきがあるようにも感じる。そこで、「道路掘削跡復旧工事の復旧面積算定基準」の内容を見直するとともに、その基準を公開してはどうか。 基準以上の指示をする場合には、事例の列举や、担当者からの説明を義務付けるなど、事業者が納得のできない過大な指示を防止し、施工業者を含む市民が建設事務所の指示が適正かどうかを確認できるようにしてはどうか。</p>	<p>建設局 道路工務課</p>	<p><b>対応状況</b> 対応検討中</p> <p><b>対応方針</b> 「道路掘削跡復旧工事の復旧面積算定基準」について、現行基準の問題点を洗い出し、他都市の事例調査を行います。その結果を踏まえて記載内容及び公表の検討を行います。</p> <p><b>対応時期</b> 令和6年度～：現基準の問題点洗い出し、他都市事例調査、記載内容及び公表の検討</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>道路掘削・復旧工事で使用すべき建築材料の明記</b></p> <p>道路掘削・復旧工事の仕様について、使用すべき建築材料（アスファルトコンクリートや骨材など）の標準的な大きさや種類を決めてほしい。また指定にあたっては容易に入手できるものとしてほしい。</p> <p>現在は使用する建築材料の種類は事業者が適切に選定して行うよう指導されているが、あらかじめ指定されることで、その内容に沿った申請・施工が可能となるため、安心して施工できる。</p>	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 対応予定</p> <p><b>対応方針</b> 現行の「神戸市道路掘削および復旧工事標準仕様書」の問題点を洗い出し、他都市の事例調査を行い、その結果を踏まえて記載内容の検討を行います。</p> <p><b>対応時期</b> 令和6年度～：現仕様書の問題点洗い出し、他都市事例調査、記載内容の検討</p>
<p><b>道路掘削・復旧工事における再生砕石の使用可能化</b></p> <p>神戸市では道路舗装の復旧工事の際、路盤部に再生砕石を使用してはならないとなっていると思うが、近隣市では再生砕石を使用することになっている。</p> <p>再生砕石を使用しない場合、建物等の解体時に発生するがれき等をリサイクルできず、がれき等の受け入れを中止する産業廃棄物業者が増えるなど問題がある。また、土木業者、建築業者、解体業者等はがれき等を他市まで捨てに行く必要もあるため、再生砕石が利用できるよう工事の仕様を見直してほしい。</p>	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> 神戸市では、従前から路盤部に再生粒度調整砕石を使用することを可能としています（再生粒度調整砕石とは、コンクリートを機械で粉砕し、よく締まるように粒の比率を調整したもの）。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>道路掘削許可の申請手続きの適正化</b></p> <p>道路掘削工事のための「道路掘削特別承認証」と「道路工事施行承認証」は、道路管理者である市が作成すべきものであるにもかかわらず、申請者側が作成して提出するよう求められることがある。これらの書類の作成を申請者に求めないようにしてほしい。</p>	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> ご指摘のように「道路掘削特別承認証」と「道路工事施行承認証」は市が作成するものです。承認証の作成を強制したように感じたということに関し、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>このたび、承認証の作成を申請者に強制することがないよう、周知しました。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>工事監督費の条例化または廃止</b></p> <p>道路の舗装工事の手続きで舗装工事の監督費を請求される。その請求は規則でしか定められていないと思われるので、きちんと条例で定めてほしい。さらにいうと、道路占用料の徴収は理解できるが、道路工事監督費については市職員の通常業務の範囲ではないかと感じている。</p> <p>自治体によっては徴収していないところもある。また、他社と共同で工事を行った際には、それぞれの道路工事監督費を計算するため、面積を把握するための求積図を作成する作業もあり負担である。道路工事監督費を撤廃してほしい。</p>	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 対応検討中</p> <p><b>対応方針</b> 工事監督費は、道路占用の許可を得て地下埋設工事を行う者（地下埋設管理者）が掘削工事を行う際、許可申請どおりに施工されているかを道路管理者として監督する費用です。</p> <p>工事監督費の徴収に伴い、経済的・事務的負担があることは認識しております。</p> <p>そのことから、工事監督費の徴収についての問題点の洗い出しや他都市の事例を調査したうえで監督費徴収のあり方等を検討します。</p> <p><b>対応時期</b> 令和6年度～：問題点の洗い出し、他都市の事例調査、監督費徴収のあり方等の検討</p>

	所管部局	検討結果
<b>道路工事施工写真の提出方法の見直し</b> 他社と調整して道路の復旧工事を行う場合、工事の検査願を提出する際に、他社の施工写真や資料も添付するよう指導される。しかし他社の連絡先については個人情報保護を理由に市から申請者には教えてもらえず、調整するのが難しい。他社から資料をもらえる保証もない。申請者同士で資料の受け渡しをしなければならないとの規定はないのではないか。市側がそれぞれの連絡先を把握しているのだから、市が直接、調整や指示を行うとともに施工写真資料をとりまとめ、他社の施工写真・資料の提出を不要としてほしい。	建設局 道路工務課	<b>対応状況</b> 対応検討中  <b>対応方針</b> 工事において複数の事業者が競合する場合、本管の埋設工事の際は、あらかじめ道路管理者と事業者で「道路掘削工事連絡協議会」を構成し、細部調整会議において工事場所と事業主体をお知らせしています。 一方、建物の建築工事に伴い本管から引込管を埋設する場合、主に建築会社が引き込み工事を調整しており、道路占用者とその施工者、担当者を記載した一覧表を作成して明らかにしていますので、建築会社等にご確認いただきますようお願いいたします。 ただし、ご指摘のように検査願における他社の工事写真の添付について一定負担がある場合があることは認識しております。 そのことから、検査願についての問題点を洗い出し、他都市の事例を踏まえ、添付写真の内容等を検討します。
		<b>対応時期</b> 令和6年度～：問題点の洗い出し、他都市の事例調査、添付写真の内容等の検討

○農業・農地（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<b>農業振興地域の見直し</b> 西区岩岡町は市街化調整区域であり「農業振興地域（農振農用地）」になっている。しかし農業が衰退し、担い手確保も難しいなか、農地を貸す事も売す事もできない状況で困っている。また、農地を神戸市に寄付する事もできない。 農地を活性化することができないのなら、農業振興地域から除外する、農地転用を可能とするなど、農地の規制を緩和してほしい。	経済観光局／ 農政計画課  農業委員会事務局	<b>対応状況</b> 対応検討中  <b>対応方針</b> 神戸市では農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、農地面積を確保し農業の健全な発展を図るため「農業振興地域整備計画」を策定し、長期的に農業上の利用を図るべき土地を「農振農用地」として指定しています。農振農用地は主に土地改良事業等の対象地や10ha以上の集团的農地などで、農振農用地の利用は原則として農業上の利用に限っています。 現在、農業振興地域整備計画の見直しを進めており、その中で、集落内にある小規模かつ、集団性が低く農業振興への寄与が少ない農地については、農振農用地から除外することを検討しています。また、現状でも、やむを得ない事情がある場合にはその他の利用を認める場合もありますので、経済観光局農政計画課までご相談ください。 なお、農振農用地以外の農地については、市街化調整区域内であっても目的が一定の基準に適合していれば、現状でも転用が可能となっています。
		<b>対応時期</b> 令和6年度：県と協議中（農業振興地域整備計画の見直し（一部の農振農用地除外））
<b>市街化調整区域における規制緩和</b> 西区押部谷町は周囲が市街化調整区域であるため、土地の有効活用に支障がある。そのため住民が流出して過疎化・高齢化が進み、さらに空き家が増えてくと予想される。 市街化調整区域でも用途変更が簡易にできるようにして、雇用・移住を増やし、産業の活性化、住民の増加、税収入の増加につなげ、便利な街づくりを行ってほしい。	都市局 都市計画課  経済観光局／ 農政計画課	<b>対応状況</b> 対応済  <b>対応方針</b> 少子高齢化や人口減少が進むなか、農村地域への移住や起業を促進するため、平成27年より市街化調整区域における規制緩和を強力に推進しています。規制緩和はこれまで7回実施しており、都市計画法第34条にかかる基準を緩和・新設し、市街化調整区域への移住をしやすくするとともに、カフェ、レストランなどの店舗や事務所等の立地も可能としました。 また移住者の住宅の建設や、農家レストランなどの起業にかかる手続きも簡素化を進め、地域および移住起業者の負担軽減を図っています。 今後とも、農村地域の活性化にむけて、地域の方々とともに取り組んでまいります。
		<b>対応時期</b> -

○環境・衛生（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 3件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>路上喫煙防止の強化</b></p> <p>「神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」があるにも関わらず、神戸市民や観光等で訪問する人々の認識が不足しており、商店街など多くのエリアでばい捨てや路上喫煙が見られる。非喫煙者、特に子どもへの健康被害も心配である。</p> <p>①より厳しい罰則の導入、②より広い効果的な周知、③禁止地区の拡大、に取り組んでほしい。</p>	<p>健康局／ 保健所保健課</p> <p>環境局／ 事業系廃棄物 対策課</p>	<p><b>対応状況</b></p> <p>対応済</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>神戸市では条例により市内全域でばい捨てを禁止し、路上喫煙をしないよう努力義務を定めています。そのうち、駅周辺や繁華街などを「ばい捨て防止重点区域」に、また、三宮・元町地区など一部のエリアを「路上喫煙禁止地区」に指定しており、路上喫煙者に対しては1,000円の過料を徴収しています。</p> <p>①について、条例で定める罰則は、当該行為がマナー違反であることを認識し意識を高める手段であり、心理的抑止力も狙って定めたものです。このため、新たな罰則の導入や強化は予定していませんが、他都市の状況も見ながら慎重な検討を要する課題であると認識しています。</p> <p>②について、これらの区域においては、指導員が巡回を実施し、個別に注意・指導を徹底するなど、ばい捨て・路上喫煙の防止に努めています。2024年度からは巡回回数 の拡充や人通りの多い場所などでの滞留型での注意指導に取り組むなど、啓発活動をさらに強化しています。なお、市ホームページを通じて路上喫煙の通報を受け付けており、受け付けた通報に基づいて巡回計画を立て、ターゲットを絞った指導を行うよう努めています。</p> <p>③について、ばい捨て防止重点区域については、2024年6月に「三宮北地区」及び「北野・山本地区」の指定エリアを拡充しました。また、路上喫煙禁止地区については、シンボルのエリアとして限定的に指定し、禁止地区以外への啓発効果を波及させることを狙いとしており、現在のところ拡大は予定していません。</p> <p>なお、受動喫煙の防止に関しては、健康増進法や兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」において、学校や官公庁をはじめとする多数の人が出入りする空間での喫煙禁止が規定されており、神戸市でも市民や施設管理者からの相談対応や条例の義務違反者に対する指導、市ホームページやInstagram広告配信での周知・啓発を通じて、受動喫煙の防止対策に取り組んでいます。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>—</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>薪ストーブの使用に関する規制</b></p> <p>薪ストーブの煙には発がん性物質を含む有害物質が多く含まれているとされており、また健康被害だけではなく、煙のもやや臭いが周囲に広がり、車や窓ガラスなどが茶色や黒色になるなどの影響がある。神戸市では条例が無い場合、個人的な判断のみで薪ストーブの設置や使用がなされており、排気環境の不備などが見られる。他の自治体では喘息の方が近所にいる場合は設置しないなど、薪ストーブ導入についての注意書きをホームページなどで表示しているところもある。</p> <p>住宅密集地や都心部などで薪ストーブを設置・使用する場合は、その制限や条件を条例等で定めてほしい。排気設備、初期消火機器の設置義務、煙突の高さなどの基準、他の住居との距離条件、消防署などの定期点検を受ける義務、使用時間帯の指定、周辺居住者からの合意取得、といった内容を定めてほしい。</p>	<p>環境局 環境保全課</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 薪ストーブは、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入促進に資する「木質バイオマス」の活用手段として有効である一方、ご指摘のように不適切な利用をすると大気や人の健康に影響を及ぼすことから、国において「木質バイオマスストーブ環境ガイドブック」を作成し、薪ストーブなどの使用者や使用を検討している方に対して、近隣への配慮を含めた啓発を行っているところ。現在、薪ストーブの使用を規制する法律や条例はありませんが、薪ストーブの利用により健康への影響が懸念されるようなケースにおいては、国のガイドブックに基づき適切な使用方法等について指導を行いますので、神戸市までご相談ください。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>旅館業法上の経過措置の期限設定</b></p> <p>マンションと旅館（ホテル）が合築された建物に住んでいるが、宿泊者の区画と共同住宅の住民の区画が明確化（構造設備の変更）されていない。「神戸市旅館業法の施行等に関する条例」の附則（平成30年6月14日条例第1号）には、経過措置について期限が設けられていないため、区画の明確化を永久に無くともよいととれる。住民の住環境を守るために期限を設けてほしい。</p>	<p>健康局 環境衛生課</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 「神戸市旅館業法の施行等に関する条例」第2条第1項第16号では、共同住宅の一部で旅館業を営む場合は、宿泊者の区画と共同住宅の住民の区画とを明確にすることとしていますが、これは旅館業を許可する際の構造設備基準を定めたものです。この条文は平成30年の条例改正で追加されたものであり、その時点までに営業許可を受けている既存の施設については、法の不遡及の原則（法令は施行と同時に効力を生じるが、原則として将来に向かって適用され、施行前の出来事には効力が及ばない。）により、同項第16号の規定を遡及して適用することや、期限を設けて追加された基準を遵守させることはできません。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>公衆浴場法施行条例の見直し</b></p> <p>公衆浴場法第4条は「伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない」と規定されているが、それ以外は拒んではならないと解釈すると、伝染病にかかっていたら誰でも入浴できると考える。</p> <p>公衆浴場は公共性のある施設であり、利用する者に差別があってはならない。特に国籍を理由に拒むことは第4条に違反すると考える。公衆浴場法施行条例において、利用にあたって国籍を問うてはならない旨を加えてほしい。</p>	<p>健康局 環境衛生課</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 公衆浴場法第4条の違反を問えるのは、伝染性の疾病にかかっている者と認められる者を入浴させた場合のみであり、それ以外の場合に当該条項違反を問うことはできませんが、法令で規定するまでもなく、公衆浴場の利用に国籍による制限を設けることは適切ではないと社会的に認知されていると考えています。</p> <p>また、公衆浴場法施行条例は法に基づき、営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準について定めたものであり、公衆浴場法に国籍に関する基準が規定されていない状況で条例に規定を設けることは、適当ではないと考えます。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

○運輸・港湾（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 一件 / 現状維持 2件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>岸壁等への立ち入り禁止の解除</b></p> <p>昔、神戸港は護岸で自由に釣りを楽しめることができていたが、市の一方的な釣り禁止のために市民は楽しみを奪われている。市民が自由に散歩をしたり釣りをしたりして、神戸港を市民がより活用できるようにしてほしい。</p>	<p>港湾局 経営課</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 岸壁、護岸等の港湾施設は、船舶の接岸や荷役（積み込み・荷下ろし）を前提としており、一般の方が立ち入ることを想定しておらず、転落防止柵などの整備を行っていません。また、フォークリフトや大型トレーラーが頻繁に通行しており危険が伴うことに加え、港湾運送事業の支障となるため、岸壁等に釣り人が立ち入ることは許可することはできないと考えています。</p> <p>神戸市として「魚釣り」を楽しんでいただくため、神戸空港北親水エリアや平磯海づり公園等のエリアがあるほか、休園していた須磨海づり公園も令和6年11月にリニューアルオープンしました。さらに、令和7年度にリニューアルオープンを目指す六甲マリンパークの再整備の中でも新たな海釣り広場の設置を検討していますので、これらの施設もご利用ください。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>防波堤への立ち入り禁止の解除</b></p> <p>神戸港の防波堤や垂水漁港内にある一文字は立ち入り禁止となっており、渡船が禁止される一方、近隣の自治体では渡船が禁止となっておらず営業が続けられている。神戸市でも他都市のように規制を解除し、渡船船の営業を再開し、釣りが楽しめるようにしてほしい。</p> <p>なお、国土交通省は港湾施設の多目的使用、とりわけニーズの高い防波堤の釣り利用についてガイドラインを策定している。ガイドラインでは、防波堤等で釣りが可能かどうか、まずは港湾管理者が判断することとしつつも、学識者や釣りの利害関係者、関係行政機関等から成る「協議会」を設置し検討することを求めている。そのため、防波堤を神戸市独自の判断で一方的に立入禁止とするのではなく、ガイドラインに沿って同協議会において検討を行い、その検討結果を踏まえたうえで判断してほしい。</p>	<p>港湾局 経営課 経済観光局 農水産課</p>	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 神戸港の防波堤及び離岸堤は「港湾施設条例」に基づき、垂水漁港内にある一文字は「漁港及び漁場の整備等に関する法律」及び「神戸市漁港管理条例」に基づき立ち入り禁止としています。これらの多くは陸続きではなく海上に独立しており、安全対策も施されていないため、津波などの災害や天候不良による波浪や高波の危険があり、転落など不測の事故に対する迅速な救助対応が困難な施設であることから、一般の方の立入を禁止しています。</p> <p>他港において「魚釣り」を認めている防波堤は、陸域から徒歩で行けるなど、危険が少なく波浪の影響を受けにくい場所が多数で、施設の管理運営体制が構築されているほか、通常有すべき安全対策が講じられています。</p> <p>一方、対象施設は緊急時等の避難ルートが確立できず、さらに十分な安全対策を取ろうとすると、具体的には、①転落防止柵や救命浮環、昇降用梯子等の設置、②警戒船や監視員の配置、③緊急連絡体制の構築などが必要となりますが、現実的に沖合の施設でこのような対策を講じることは費用負担を含め困難です（船上からの釣りは禁止していません）。</p> <p>対象施設では、上記安全対策を講じることは困難であるため、釣り等の使用を認めることは難しく、ガイドラインが示す協議会を設置する状況にはないと考えております。</p> <p>なお、神戸市として「魚釣り」を楽しんでいただくため、平磯海づり公園や神戸空港北親水エリア等のエリアがあるほか、休園していた須磨海づり公園も令和6年11月にリニューアルオープンしました。さらに、令和7年度にリニューアルオープンを目指す六甲マリンパークの再整備の中でも新たな海釣り広場の設置を検討していますので、これらの施設もご利用ください。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

○その他（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 一件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>研究開発型スタートアップ支援のための特区創設</b></p> <p>現在、国では「スタートアップ5か年計画」が2022年に策定され、経済成長の原動力としてスタートアップに期待が集まっている。その中でもディープテック（研究開発型）は社会変革やグローバルな影響を与える分野として特に期待が高く、国でも1,000億円単位の支援環境が整備されつつある。</p> <p>研究開発型スタートアップは大学の研究と同様、通常労働とは異なり集中的に研究開発に取り組む期間が生じるが、労働基準法の規定による管理が負担となっている事例があると聞く。具体的には、研究開発競争の中での一律の規制や、株式上場に対する職員の管理環境の審査が厳しく、足かせとなっているようである。</p> <p>そこで、世界的な研究競争、製品開発環境下にあって研究開発に取り組むスタートアップに限り、十分な健康管理の条件のもと労働基準法に定める規定（36条で定める時間的制限及び報告手続き等）を緩和する特区地域を、例えばポートアイランドや六甲アイランドに設けてはどうか。</p>	<p>企画調整局 政策課</p> <p>経済観光局 / 新産業創造課</p>	<p><b>対応状況</b> 対応検討中</p> <p><b>対応方針</b> 特区制度の活用は、産業の国際競争力強化や新たな事業の研究開発、事業化の推進を図るうえで必要な取り組みであり、さらに地方創生の観点からも重要だと考えています。また、スタートアップ事業の中でもディープテック（研究開発型）は集中的に研究開発に取り組む期間が生じるという状況であることは認識しています。</p> <p>ご提案の労働基準法の時間外労働の上限緩和については、労使間の調整のもと、専門業務型裁量労働制などの既存の制度の活用が考えられますが、その他関係する諸問題やその解決策について、特区制度の活用も含めて自治体としてできることを調査・研究するとともに、関西圏雇用労働相談センターが実施するスタートアップ向けの無料相談サービスの周知を行うなど、引き続きスタートアップ支援事業に取り組んでまいります。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>